

桶川市成年後見制度における市長の審判請求に係る要綱

(平成17年3月31日告示第48号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、民法（明治29年法律第89号）に規定する成年後見制度について、判断能力が十分でない高齢者、知的障害者及び精神障害者の福祉の増進を図るために、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、市長が行う後見、保佐及び補助（次条において「成年後見等」という。）開始の審判の請求（以下「審判請求」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 前条に規定する法律の規定に基づき市長が行う成年後見等の審判請求の対象となる者(以下「審査請求対象者」という。)は、次に掲げる要件を満たしている者又は市長が必要と認める者とする。

- (1) 何らかの障害があるため、常に自己の行為についての判断能力を欠く状況であること。
- (2) 二親等内の親族がいないこと又は二親等内の親族がいても審判請求を行う見込みがないこと。ただし、四親等内の親族が審判請求を行うことが明らかであるときを除く。

(審判請求の要請)

第3条 市長による審判請求は、次に掲げる者からの要請に基づき行うものとする。

- (1) 民生委員
- (2) 老人福祉施設の職員
- (3) 介護保険施設の職員
- (4) 指定居宅介護支援事業者の職員

- (5) 知的障害者援護施設の職員
 - (6) 精神障害者社会復帰施設の職員
 - (7) 病院、診療所又は介護療養型医療施設の職員
 - (8) その他市長が認めた者
- (調査)

第4条 市長は、前条の規定による要請があったときは、当該要請に係る者について精神上的障害の状況、四親等内の親族の有無等必要な調査を行うものとする。

- 2 前項の調査の結果、当該要請に係る者について第2条第1号に掲げる要件があることが認められ、かつ、当該要請に係る者に二親等内の親族があることが判明した場合は、当該親族に対して審判請求を行うよう、その必要性を説明し、親族による審判請求を促すものとする。

(市長による審判請求)

第5条 市長は、前条第1項の規定による調査を行った結果、審判請求対象者の審判請求をすることができる。

- 2 市長は、市長による審判請求を行う場合には、医師に審判請求対象者の診断及び診断書の作成を依頼するほか、審判請求対象者に対し市長による審判請求を行うことに同意するかどうかの確認を求めるものとする。

(審判請求の手続)

第6条 審判請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用等の手続は、審判請求対象者に係る審判を管理する家庭裁判所の定めるところによる。

(審判請求の費用負担)

第7条 市長は、家事事件手続法(平成23年法律第52号)第28条第1項の規定により、市長による審判請求に係る費用を負担するものとする。

- 2 市長は、前項の費用に関し、家事事件手続法第28条第2項の規定に基づき本人の負担とするように、家庭裁判所に対し求償するものとする。

- 3 前項の規定に関わらず、審査請求対象者が次の各号のいずれかに該当

するときは、求償をしないものとする。

(1) 生活保護受給者

(2) 住民税が非課税であり、預貯金等の資産の総額がおおむね
1,300,000円以下である者

(3) その他市長が必要と認める者

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月22日告示第184号）

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日告示第90号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。